

公益財団法人 八幡記念育英奨学会
2026年度奨学生募集要項（外国人留学生用）

1 応募資格

次の要件を備えた者

- (1) 日本以外の国籍を有し、修学のため、来日している外国人留学生
- (2) 2026年3月時点で、広島県内の大学又は大学院の正規課程に在籍する者
- (3) 学業・人物がともに優秀であり且つ、健康であって、学資の支弁が困難と認められる者

次に該当する場合は、応募できません

- イ 本人又は同居の配偶者が日本政府（文部科学省）奨学生である者
- ロ 本人又は同居の配偶者が他の奨学生を受けている者
- ハ 夫婦・兄弟・姉妹で、全てが学生であり且つ、同居している場合の複数の応募
(夫婦・兄弟・姉妹が全て学生で、同居の場合 1名しか応募できません)
- ニ 成績証明書が添付できない者

(注) 応募される時点で、本年4月以降の他の奨学生の受給が決定している方は、当奨学会採用後に他の奨学生を辞退する条件を付けても応募はできません
なお、授業料免除を受けている(受ける予定の)方も応募できます

2 奨学金の支給等

- (1) 奨学金の種類 給与とする（原則として返済義務はありません）
- (2) 募集人員 55名程度（大学生と大学院生の採用比率により多少増減することがあります）
- (3) 支給金額 月額140,000円（大学院生は20,000円加算する）
- (4) 支給期間 2026年4月から2027年3月までの1年間
- (5) 奨学金の打切・休止

イ 次に該当するに至った場合には、奨学金の支給を打ち切る

- (A) 学籍を失ったとき
- (B) 奨学金を必要としない理由が生じたと認められるとき
- (C) 傷病・疾病のため修学の見込みが無くなったと認められるとき
- (D) 学業成績低下又は素行が不良となったと認められるとき
- (E) その他奨学生として適切でない事実があったと認められるとき
- (F) 他の奨学生を受けることとなったとき

ロ 休学又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を休止する

3 奨学生の義務

(1) 誓約義務

「奨学生採用通知」を受けたときは、指定された期日までに所定の誓約書を本奨学会に提出する
(ワープロ印字不可（自筆のみ可）)

(2) 報告義務

- イ 住所を異動したときは、新住所を記載した異動届を速やかに本奨学会に提出する
- ロ 休学・復学したとき及び学籍を失ったときは、大学の証明書を添えて、速やかに本奨学会に提出する
- ハ 奨学金受給中に留学やインターンシップ等に行く場合は、必ず、事前に本奨学会に連絡の上、指示を仰ぐこと（奨学金を休止する場合があります）

(3) 懇話会出席義務

6月に開催される懇話会は、理事及び評議員と奨学生との面接の場であり、近況報告を兼ねているので、万障繰り合わせて出席する
なお、諸事情により当日出席できない場合は後日、面接の日時を指定します

4 応募に必要な提出書類

- (1) 奨学生願書（所定の用紙、A4サイズ、両面コピーは不可、ワープロ印字可）
- (2) 学業成績証明書（直近最新のもの。成績証明書が添付できない場合は応募できません）
母国の成績証明書の場合は、可能な限り、在籍する大学の成績評価ランク（優・良・可やA・B・C等）に置き換えた、日本語の証明書類を添付のこと
- (3) 指導教官の奨学生推薦書（所定の用紙、A4サイズ）
- (4) 個人情報の取り扱いに関する同意書（ワープロ印字不可（自筆のみ可））
- (5) 返信用封筒（長形3号120×235mmの定形封筒）
合否通知に使用する応募者の現住所と氏名（宛名）を書いた封筒一枚（切手の貼付は不要）

※上記(1)～(5)を全て揃えて学内締切期限までに国際交流推進センターに提出する事。

5 選考

- (1) 選考は、本奨学会の選考委員が行う書類選考とする
- (2) 選考の結果は、4月下旬から5月上旬の間に応募者及び大学に書面で通知する
(電話・文書での問い合わせには一切応じない)

6 申込受付

- (1) 応募者は、~~大学を経由して2026年3月31日（火）までに~~、本奨学会に申し込むこと
(個人での直接本奨学会への申込は受け付けない)

学内締切 2月27日（金）14:00

7 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない
- (2) 募集並びに募集要項に関してのお問い合わせは、大学を通して書面にてお願いします